

個別信用購入あっせん契約(分割払い)にあたって

2021年6月1日現在

この書面は、携帯電話等の商品代金を分割払いでお支払いいただく契約 (個別信用購入あっせん契約) にあたり、注意が必要な重要事項についてご説明するものです。

個別信用購入あっせん契約申込書ならびに本書面は、大切に保管してください。 (契約成立後、割賦販売法に基づく交付書面となります)

信用情報機関への情報提供についてご理解ください。

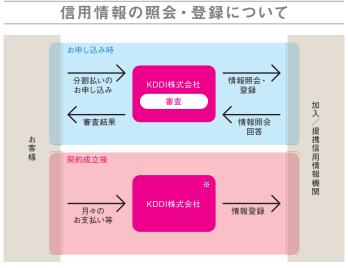
割賦販売法の規定により、個別信用購入あっせん契約のお申し込み時および契約後に、ご契約者の個人情報(お支払い状況等を含む)を、経済産業省の指定する信用情報機関に照会・登録します。

2 支払延滞にご注意ください。

- ①支払延滞情報は完済から5年間は指定信用情報機関に記録が残ります。
- ②指定信用情報機関に登録された情報は、信用情報機関に加盟する他の事業者が審査に利用します。そのため、支払延滞情報があると、他のクレジット契約(携帯電話などの分割払い、クレジットカードの作成、ローン契約等)ができなくなる場合があります。

3 解約後のお支払いにご注意ください。

個別信用購入あっせん契約は、UQ mobile通信サービスとは別の契約です。
UQ mobile通信サービスを解約などされた場合でも、全額完済するまで分割支払金のお支払いは必要です。
※分割支払金の残額を一括で支払い、個別信用購入あっせん契約を終了させることも可能です。



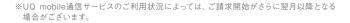
※信用情報機関の加盟会員であるクレジットカード会社、金融機関など

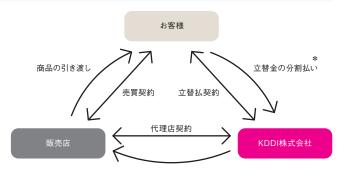
〈販売店様へお願い〉本紙の内容をお客様にご説明のうえ、必ずお渡しください。

■個別信用購入あっせん契約について

個別信用購入あっせん契約とは、お客様が購入される携帯電話等の代金のうち頭金を除く金額について、KDDI株式会社がお客様に代わって販売店に立替払いをし、後日お客様が当社にその代金を分割でお支払いいただく購入方法です(頭金はお客様から販売店にお支払いが必要です)。

●分割支払金は、個別信用購入あっせん契約のお申し込み翌々月より、UQ mobile通信サービスのご利用料金と併せてご請求いたします。お支払い方法およびお支払い日はUQ mobile通信サービスのご利用料金と同様となります。





商品代金の立替払い (頭金を除く)

*沖縄セルラー電話の通信サービスをご利用の場合、沖縄セルラー電話のご利用料金に合算してお支払いいただきます。

(契約約款の適用及び契約内容等)

第1条 KDDI株式会社(以下「当社」といいます。)は、この「個別信用 購入あっせん契約約款(UQ mobile用)(以下「本約款」と いいます。)を定め、これにより購入者(当社又は沖縄セルラー 電話株式会社(以下「OCT」といいます。)が提供するUQ mobile通信サービスの契約者であって、当社が指定する者 (以下「販売店」といいます。)から端末機器その他の商品 (当社が指定するものに限るものとし、以下、単に「商品」と いいます。)を購入した者をいいます。以下同じとします。)と個別 信用購入あっせんに係る契約(以下「個別信用購入あっせん 契約」といいます。)を締結します。

- 2 個別信用購入あっせん契約は、購入者が個別信用購入あっせん契約申込書(以下「本申込書」といいます。)又はWEB販売画面(インターネットを介して個別信用購入あっせん契約の申込みを行うことができる当社指定のウェブサイトをいいます。以下、本申込書と併せて「本申込書等」といいます。)に記載の販売店との間で締結する売買契約に基づき購入する本申込書等に記載の商品の販売価格の合計額から頭金を除いた額を、当社が購入者に代わって販売店に立替払いすることについて購入者から受託することをその内容とします。
- 3 当社は、合理的と認められる範囲で本約款を変更すること があります。この場合、個別信用購入あっせん契約の契約 条件は、変更後の本約款によるものとします。
- 4 当社は、本約款を変更する場合は、変更後の本約款の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。 なお、変更後の本約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

(個別信用購入あっせん契約の申込みをすることができる条件)

第2条 個別信用購入あっせん契約の申込みは、当社又はOCTの「UQ mobile通信サービス契約約款(以下「UQ mobile 約款」といいます。)に基づき、当社が別に定める種類のサービス(以下「指定サービス」といいます。)に係る契約を締結している者が、販売店から商品を購入する場合に限り行うことができます。

(契約の申込方法及び承諾等)

- 第3条 購入者は、個別信用購入あっせん契約の申込みをするときには、次に掲げる事項について記載した本申込書を販売店に提出していただきます。ただし、WEB販売画面において個別信用購入あっせん契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を本申込書の提出とみなして取り扱います。
 - ①個別信用購入あっせん契約に係る購入者の氏名又は名称
 - ②購入者の指定サービスの契約者回線(携帯電話機の 購入に係る個別信用購入あっせん契約の申込みについ ては、その携帯電話機を主として接続する契約者回線とし、 以下「指定回線」といいます。)に係る電話番号
 - ③その他本申込書等で指定された事項
 - 2 前項の場合において、購入者は、当社所定の方法により、 当社が本申込書等の記載内容を確認するための書類を 提示していただきます。ただし、当社が別に定める方法に より確認する場合は、この限りでありません。
 - 3 当社は、次の場合には、個別信用購入あっせん契約の申込み を承諾しないことがあります。
 - ①その申込みをした者が分割支払金(個別信用購入あっせん契約に基づく分割払いに係る各回の商品代金の支払金額をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - ②その申込みを承諾することにより、その申込みをした者に係る個別信用購入あっせん契約等(その申込みをした者と当社との間で締結する個別信用購入あっせん契約及び当社の「個品割賦販売契約約款(UQ mobile用)に基づく個品割賦販売契約であって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。)の総数が当社が定める基準を超えるとき。
 - ③その申込みをした者が指定サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - ④当社の業務遂行上支障があるとき。

⑤その他当社が不適当と判断したとき。

(契約の成立時点)

第4条 個別信用購入あっせん契約は、当社が購入者からの個別信用購入あっせん契約の申込みを承諾し、販売店にその旨を通知した時をもって成立するものとします。この場合、販売店から購入者にその旨が通知されるものとします。なお、当社は、その申込みを承諾しない場合であっても、販売店にその旨を通知するものとします。

2 購入者と販売店との間の商品の売買契約(以下「売買契約」といいます。)は、その申込みがあった後、販売店が購入者に代わって当社に個別信用購入あっせん契約の申込みをした時に成立するものとしますが、その効力は個別信用購入あっせん契約が成立した時から発生します。また、個別信用購入あっせん契約が不成立となった場合には、売買契約も個別信用購入あっせん契約の申込時に遡って成立しなかったものとします。

(商品の引渡し及び所有権の移転)

第5条 商品は、個別信用購入あっせん契約成立後、本申込書等に記載の時期に販売店から購入者に引渡されるものとし、商品の現実の引渡しが完了したときに商品の所有権が販売店から購入者に移転するものとします。

2 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。

(債権の譲渡)

第6条 当社は、購入者がOCTのUQ mobile通信サービスに係る 契約者であった場合には、その購入者に対する個別信用 購入あっせん契約に基づく債権(第13条(手数料の負担) に規定する手数料その他一切の債権を含みます。)をOCT に譲渡するものとします。

- 2 前項の規定によりOCTが取得した債権は、OCTがUQ mobile約款に基づきその購入者に対して有する債権と合算して当社に譲渡するものとします。この場合、OCTは、当該債権について、UQ mobile通信サービスに関する料金に準じて取り扱います。
- 3 前2項の場合において、当社及びOCTは、購入者への 個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

(分割支払金の支払方法)

第7条 購入者は、分割支払金を、本申込書等に記載の支払期日 (以下「支払期日」といいます。)までに、本申込書等に記載 の支払方法により、当社(購入者がOCTの契約者の場合は、 UQ mobile約款の規定により当該債権を請求することと なる者とします。)に支払うものとします。

(債務の履行の継続)

第8条 購入者は、個別信用購入あっせん契約に基づく債務の完済 までに、購入者と当社又はOCTとの間の指定回線に係る 契約が解除された場合であっても、その原因の如何に関わ らず、本申込書等に記載の支払方法により当該債務の 履行を継続するものとします。

> 2 購入者は、個別信用購入あっせん契約に基づく債務の 支払いを怠ったときは、当社又はOCTが当該指定回線に 係る契約を解除する場合があることに同意していただきます。

(届出事項の変更)

第9条 購入者は 当社に届け出た氏名、住所又は連絡先その他の 事項に変更があった場合は、速やかに当社にその内容を 通知するものとします。

> 2 購入者は、前項の通知がないために、当社又はOCTからの 通知又は送付書類等が延着又は不到達となった場合には、 通常到達すべき時に到達したものとみなすことに同意して いただきます。

(契約上の地位の譲渡等)

第10条 購入者は、相続又は法人の合併による場合を除き、個別 信用購入あっせん契約に係る契約上の地位を譲渡又は 移転することができないものとします。

(期限の利益の喪失)

第11条 購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に 個別信用購入あっせん契約に基づく債務について期限 の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- ①支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、当社又は OCTから20日以上の相当な期間を定めてその支払いを 書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わ なかったとき。
- ②自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は 一般の支払いを停止したとき。
- ③差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納 処分を受けたとき。
- ④破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
- ⑤その売買契約が購入者にとって商行為(業務提携誘引販売個人契約を除きます。)となる場合で購入者が分割支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
- 2 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社 又はOCTからの請求により個別信用購入あっせん契約 に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を 履行するものとします。
 - ①個別信用購入あっせん契約上の義務に違反し、その違反が個別信用購入あっせん契約の重大な違反となるとき。
 - ②信用状態が著しく悪化したとき。

(遅延損害金)

- 第12条 購入者が、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、 法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。
 - 2 購入者が、支払期日の到来前に期限の利益を喪失した ときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで分 割支払金の合計の残金全額に対し、法定利率を乗じた 額の遅延損害金を支払うものとします。

(手数料の負担)

第13条 購入者は、分割支払金の支払いに関する手数料を負担するものとします。なお、当該手数料の金額及びその負担の方法は、UQ mobile約款に係る料金を支払う場合に準ずるものとします。

(見本・カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等)

第14条 購入者は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、 引渡された商品が見本・カタログ等と相違していることが 明らかになったときは、速やかに販売店に商品の交換を 申し出るか又は当該売買契約を解除することができるもの とします。この場合において、購入者は、売買契約を解除 したときは、速やかに当社に対しその旨を通知するものと します。

(支払停止の抗弁)

第15条 購入者は、下記の事由が存するときは、その事由が解消 されるまでの間、当該事由の存する商品について、当社 に対する支払いを停止することができるものとします。

- ①商品の引渡しがなされないこと。
- ②商品に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。
- ③その他商品の販売について、販売店に対して生じている事由があること。
- 2 当社は、購入者が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。
- 3 購入者は、前項の申出をするときは あらかじめ第1項各号 の事由の解消のため、販売店と交渉を行うよう努めるもの とします。
- 4 購入者は、第2項の申出をしたときは、速やかに第1項各号の事由を記載した書面及び資料を当社に提出するよう努めるものとします。また、購入者は、当社が第1項各号の事由について調査する必要があるときは、その調査に協力するものとします。
- 5 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると きは、支払いを停止することはできないものとします。
 - ①売買契約が購入者の営業のために又は営業として締結されるものであるとき。

- ②本申込書等に記載の支払総額が4万円に満たないとき。
- ③購入者による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
- ④第1項各号の事由が購入者の責に帰すべきとき。

(合意管轄裁判所)

第16条 購入者は、個別信用購入あっせん契約について紛争が 生じた場合、訴額の如何にかかわらず、購入者の住所地、 購入地又は契約地、及び当社の本社、各支店、営業所を 管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的 合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(反社会的勢力の排除)

- 第17条 購入者は、購入者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 ①暴力団
 - ②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ③暴力団準構成員
 - 4暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等
 - ⑥社会運動等標ぼうゴロ
 - **⑦特殊知能暴力集団等**
 - ⑧前各号の共生者
 - ⑨その他前各号に準ずる者
 - 2 購入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
 - 3 購入者が第1項各号のいずれかに該当すること若しくは 第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明 した場合、第1項若しくは第2項の規定に基づく確約に関して 虚偽の申告をしたことが判明した場合、又はこれらに関する 必要な調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合の いずれかであって、個別信用購入あっせん契約を締結する こと、又は個別信用購入あっせん契約を総続することが 不適切であると当社が認める場合には、当社は、購入者と の契約の締結を拒絶し、又はその契約を催告なしに解除 することができるものとします。個別信用購入あっせん契約 が解除された場合、購入者は、個別信用購入あっせん契約 に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を 履行するものとします。
 - 4 前項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用(以下 「損害等」といいます。)が生じた場合には、購入者は、これを 賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定の適用に より、購入者に損害等が生じた場合にも、購入者は、当該 損害等について当社に請求をしないものとします。

(個人情報の収集・保有・利用)

契約者(本契約の申込者を含むものとします。以下同じと 第1条 します。)は、「個品割賦販売契約約款(UQ mobile用)」 又は「個別信用購入あっせん契約約款(UQ mobile用)」 に基づきKDDI株式会社(以下「当社」といいます。)との間で 締結する個別信用購入あっせん契約等のクレジット取引に 関する契約(以下「本契約」といいます。)を含む当社との 取引を行うにあたり、当社が、与信判断及び与信後の管理 のため、次の各号に定める情報(以下「個人情報」といい ます。)を、保護措置を講じた上で収集、保有又は利用する ことに同意していただきます。

- ①所定の申込書に契約者が記載した氏名、生年月日、住所、 電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の 記号番号、収入、負債、家族構成等
- ②本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払
- ③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
- ④本契約に関する契約者の支払能力を調査するため又は 支払途上における支払能力を調査するため、当社が収 集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
- 2 契約者は、前項に規定する目的のほか、次の各号に定める 目的のために当社が個人情報を利用することに同意して いただきます。
 - ①現行サービス、新サービス、新メニューに関する情報提供 業務
 - ②アンケート調査に関する業務
 - ③利用促進等を目的とした商品、キャンペーンに関する業務
 - ④新サービスの開発、サービス品質の評価・改善に関する 業務

(個人信用情報機関への照会・登録)

契約者は、本契約の履行にあたり、当社が、加入信用情報機 第2条 関(当社が加入する個人信用情報機関(個人の支払能力に 関する情報の収集及び加入会員に対する当該情報の提供 を業とする者をいいます。以下同じとします。)をいいます。以下 同じとします。) 及び提携信用情報機関(加入信用情報機関 と提携する個人信用情報機関をいいます。以下同じとします。) に契約者の個人情報の登録の有無を照会し、契約者の個人 情報が登録されている場合には、契約者の支払能力及び返 済能力の調査のために、当該機関から当該個人情報の提供 を受けそれを利用することに同意していただきます。

> 2 契約者は、契約者に係る本契約に基づく個人情報、客観 的な取引事実が、加入信用情報機関に下表に定める期間 を超えない期間登録され、加入信用情報機関及び提携信 用情報機関の加入会員により、契約者の支払能力及び返 済能力に関する調査のために利用されることに同意してい ただきます。

登録情報	登録の期間
●本契約に係る申込みをした事実	当社が加入信用情報機関に 照会した日から6ヶ月間
②本契約に係る客観的	契約期間中及び契約終了後
な取引事実	5年以内
③ 債務の支払いを延滞	契約期間中及び契約終了日
した事実	から5年間

- 3 加入信用情報機関は、別紙に掲げる株式会社シー・アイ・シー とします。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に 加入し、登録・利用する場合、当社は、当社が別に定める方法 により通知し、同意を得るものとします。
- 4 提携信用情報機関は、別紙に掲げる全国銀行個人信用 情報センター及び株式会社日本信用情報機構とします。
- 5 加入信用情報機関に登録される情報は、次の各号に定める とおりです。
 - ①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話 番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するため の情報、等
 - ②契約の種類、契約日、契約額、商品名及びその数量/ 回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、等

- ③利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、 延滞等支払い状況に関する情報、等
- ④支払い状況に関する情報について苦情等があり(支払 停止抗弁の申し出を含む。)調査中である旨

(個人情報の開示・訂正・削除)

契約者は、当社及び加入信用情報機関に対して、自己に 笙3冬 関する個人情報を開示するよう請求することができます。この 場合において、開示の請求は、次のとおり行っていただきます。

- ①当社に開示を求める場合には、当社の個人情報開示相談 窓口に申告いただきます。この場合において、開示請求手 続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)は、当 該窓口でご案内します。
- ②加入信用情報機関に開示を求める場合には、加入信用 情報機関に連絡していただきます。
- 2 個人情報の内容が事実でないことが判明した場合は、当社 は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

(本同意条項に不同意の場合)

第4条 当社は、契約者が本契約に必要な記載事項(本契約の 申込書において契約者が記載すべき事項)の記載を希望 しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認 できない場合、本契約の締結をお断りします。

(利用・提供中止の申出)

第5条 当社は、第1条第2項により同意いただいた範囲内で当社が 個人情報を利用し、又は提供している場合であっても、契約 者から、当社からのダイレクトメールの発送について中止の 申出があった場合、それ以降、当社からのダイレクトメールの 発送を中止する措置をとります。

(個人情報の取り扱いに関する問合せ等の窓口)

個人情報の開示、訂正、削除、ダイレクトメールの発送中止 第6条 その他の申出については、別紙に掲げるお問合せ窓口に 行っていただきます。

(本契約が不成立の場合)

第7条 本契約が不成立になった場合であっても、その申込みをした 事実及びその申込みをした者の個人情報は、第1条及び 第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず 一定期間利用されます。

(条項の変更)

当社は、合理的と認められる範囲で本規約を変更することが 第8条 あります。この場合、本契約には変更後の本規約が適用され るものとします。

> 2 当社は、本規約を変更する場合は、変更後の本規約の内容 及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲 示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、 変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効 力を生じるものとします。

■加入信用情報機関

URL: https://www.cic.co.jp/ ※㈱シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

■提携信用情報機関

①全国銀行 個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号: 03-3214-5020 (有料)

URL: https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※全国銀行 個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。 ②株式会社 日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 電話番号: 0570-055-955 (有料)

URL: https://www.jicc.co.jp/

※㈱日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

■当社相談窓口

①個人情報の開示・訂正・削除その他の個人情報の取扱いに関するお問合せ

UQ mobile お客さまセンター 電話番号: 0120-929-818 (無料) 受付時間: 9:00~20:00

※直接ご来社頂いてのお申出は受けかねますので、その旨ご了承賜りますようお願い申しあげます。

お問い合わせ UQ mobile お客さまセンター KDDI株式会社

受付時間 9:00~20:00(年中無休)

[携帯電話・PHS・一般電話から] 0120-929-818(通話料無料)

[スマートフォンから] (https://www.uqwimax.jp/support/)

※盗難・紛失のご案内は24時間ご利用いただけます。(メンテナンス等によりご利用いただけない場合がございます。)

ホームページアドレス https://www.uqwimax.jp/

AAU0014

〈受付店〉